

みんなで作るまち 加美町

加美町 まちづくり基本条例パンフレット



これからのまちづくりを進めていくための
基本となるルールを定めた条例です

“まちづくり基本条例”ってなに？

まちづくり基本条例は、加美町を住みよいまちにするための「まちづくり」の基本となる考え方や、町民、議会、町の役割、町民がまちづくりに参加する仕組みなどを定めた、基本的なルールです。



町民、議会、町が力を
合わせてまちづくりを進めるための
みんなの約束事なんだね。



なぜ“まちづくり基本条例”が必要なの？



少子高齢化など、社会の変化により私たちの生活も変わり、町民ニーズも多様化・複雑化しています。加美町を住みよいまちにするためには、町民の皆さんがまちづくりに参加し、「自分たちのまちのことは、みんなで考え、みんなの力で解決していく」ことが大切です。そして、町民、議会、町が、同じ目標を持って、助け合いながら力を合わせてまちづくりに取り組む必要があります。そのため、みんなで守る約束事として“まちづくり基本条例”を定めることになりました。

“まちづくり基本条例”ができるまで…

平成26年からまちづくり基本条例の制定に取り組みました。全世帯へまちづくり条例に関するアンケート調査を実施し、町民懇談会やワークショップを行いました。また、学識経験者や公募の町民等で構成する「加美町まちづくり基本条例策定委員会」で話し合うなど、色々な立場の皆さんのご意見をいただきながらつくった条例です。





“まちづくり基本条例”の内容は？

目的（第1条）

地域でお金が循環し、健康で幸福に暮らせる持続可能なまち

こういうまちにしていくためのルールなのね



まちづくりの合言葉（基本理念）（第4条）

町民が主体のまちづくり
町民が加美町に関心を持つまちづくり
人とのつながりを大切にし、支え合うまちづくり

まちづくりをすすめるポイント（基本原則）（第5条）

情報共有

参画

協働

まちづくりの仕組み

町民も、議会も町も協力してまちづくりをしていく仕組みなんだね



町民

住民、在勤・在学している人、事業者、団体等

町民の権利

まちづくりに主体として参画すること。
まちづくりに関する情報を知ること。

情報の共有

- 議会と町は、町民の皆さんにわかりやすく情報を提供する。
- 町民は地域の情報に関心を持ち、議会や町に対して情報発信する。

第12条

参画と協働

- 町は、町民に計画段階からまちづくりに参加してもらえる場づくりを進める。
- 町民と議会、町はそれぞれの責任と役割のもと、協力してまちづくりに取り組む。
- 未来を担う子どもたちに、まちづくりへの参画の機会をつくる。

第15条・第16条・第17条

コミュニティ活動

- 町民は、積極的に地域の活動へ参加する。
- 町は、町民のまちづくり活動を支援する。

第18条・第19条

住民投票

- 町政に関する重要な事項については、住民投票を実施することができる。
- 議会と町は、住民投票の結果を尊重する。

第20条

議会

連携・交流

町

町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等

町外の人々・他の自治体等

まずは、まちに関する情報に触れましょう



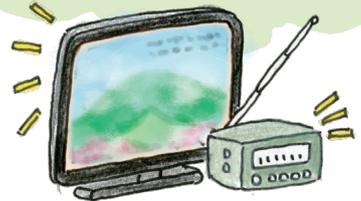
自分たちの町がどうなっているのか、どのようなことが行われているのか、町民一人ひとりが興味や関心をもつことが大事です。まちづくりについて話し合いをしたり、積極的に活動していくためにも、まちの状況や課題を知ることが必要です。まずは情報を知ることから始めましょう。議会や町は、できるだけ簡単に、誰でも同じように、情報が得られる体制づくりに努力します。



広報紙を読んだり、町のホームページを見よう



テレビやラジオの広報番組をチェックしよう



町政懇談会で直接話を聞いてみよう

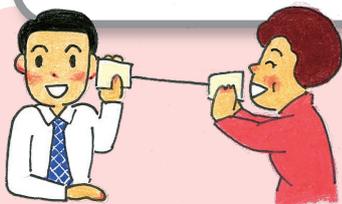


加美町に関する冊子やパンフレットを読んでみよう



役場や支所、公民館などでも配布しています

情報を、積極的に“発信”しましょう



知っている情報は、どんどん発信しみんなでも共有しましょう。SNSやブログで発信したり、家族や友人と伝え合うこともよいでしょう。また、町にもぜひ情報をお寄せください。「加美町にはこんないいところがある。」「もっとこうしたらよくなるんじゃないかな？」など発見したこと、考えたことなど何でも構いません。その情報が、加美町を住みよいまちにする「まちづくり」の材料になるかもしれません。町も、皆さんから寄せられた情報を積極的に町政に活かしていきます。





まちづくりにはみんなの力が必要です

まちづくりの主役は、町民一人ひとりです。町民の皆さんの熱意と行動力が、加美町の魅力や活力の原動力となります。多くの方がまちづくりに参加することで、まちはもっと良くなります。ただし、個人個人でまちづくりに取り組むには限界があるため、町民と議会、町がそれぞれの役割を果たしながら協力して進めていくことが重要です。

できるとき、できる範囲でいいので、身近な活動から参加しましょう。町では町民の皆さんがまちづくりに参加する機会を積極的に設けていきます。

例えば

まちづくりに参加する機会にはこのようなものがあります

- ・ 選挙で投票をする
- ・ 意見交換会
- ・ 町のアンケートに答える
- ・ 役場の審議会等の委員に応募する
- ・ 行政区の活動
- ・ 防災・防犯パトロール
- ・ 高齢者や子どもの見守りをする
- ・ ボランティア活動
- ・ NPO活動
- ・ 文化活動
- ・ まちのイベント
- ・ 講座や研修会



子どものまちづくりへの参画の機会(第17条)

子どもたちは、将来のまちづくりを担う大切な宝です。子どもたちが参加しやすいまちづくりの機会を積極的につくり、町全体で育成するように努めていきます。

たとえば・・・

- ・ 加美町子ども議会
- ・ 町民提案型まちづくり事業



町では、様々なまちづくり活動に積極的に関わり、支援していきます。



目 次

前文

第1章 総則（第1条-第3条）

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則（第4条・第5条）

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民（第6条・第7条）

第2節 議会（第8条）

第3節 町（第9条-第11条）

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 情報の共有（第12条-第14条）

第2節 参画と協働（第15条-第17条）

第3節 コミュニティ活動（第18条・第19条）

第4節 住民投票（第20条）

第5章 連携と交流（第21条・第22条）

第6章 条例の見直し（第23条）

附則

私たちの加美町は、秀峰葉菜を仰ぎ、鳴瀬の清流にはぐくまれた緑豊かなふるさとです。

この美しい自然と先人が築いた歴史や伝統・文化を継承し、愛と活力に満ちた生きがいのあるまちを創造していくことが大切です。

夢 海をめざし

愛 ふるさとに帰る

鮎の凜烈

川よ語れ

そのために、自治の最高規範として加美町まちづくり基本条例を定め、町民、議会及び町が対等のパートナーとしてそれぞれの責任と役割を自覚し、町民主体のまちづくりを推進します。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的な事項を定め、町民の権利と責務、議会と町の責務を明らかにし、参画と協働を推進することにより、地域でお金が循環し、健康で幸福に暮らせる持続可能なまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1)町民 町内に住所を有する者（以下「住民」といいます。）、町内に通勤又は通学する者、町内で事業を営み、又は活動する法人その他の団体をいいます。
- (2)町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3)まちづくり 自分たちが住みよく、安心して暮らせるまちを

つくるための活動をいいます。

(4)協働 町民、議会及び町が、お互いに理解し、対等な立場で協力しながら共通の目的達成のために取り組むことをいいます。

(5)参画 協働によるまちづくりにおける計画の立案段階から主体的に関わることをいいます。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、加美町のまちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、町民、議会及び町は、この条例を最大限に尊重します。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

（まちづくりの基本理念）

第4条 町民、議会及び町は、次に掲げることを基本理念としてまちづくりに取り組みます。

- (1)町民が主体のまちづくり
- (2)町民が加美町に関心を持つまちづくり
- (3)人とのつながりを大切にし、支え合うまちづくり

（まちづくりの基本原則）

第5条 町民、議会及び町は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを進めます。

- (1)情報共有の原則 町民、議会及び町は、お互いに情報を提供し共有します。
- (2)参画の原則 議会及び町は、町民の参画を基本としてまちづくりを推進します。
- (3)協働の原則 町民、議会及び町は、協働によるまちづくりを推進します。

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民

（町民の権利）

第6条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利があります。

2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。

（町民の責務）

第7条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めます。

2 町民は、まちづくりに参画するにあたり、自らの発言と行動に責任を持つとともに、お互いを尊重するよう努めます。

3 町民は、近隣とのつながりを大切にし、共に支え合える地域社会づくりに努めます。

第2節 議会

（議会の責務）

第8条 議会は、加美町議会基本条例（平成28年加美町条例第2号）に基づき、公平・公正で透明な議会運営に努めます。

くり基本条例

第3節 町

(町長の責務)

第9条 町長は、町の代表者として、公正かつ誠実に町政運営を行います。

2 町長は、町民の参画を推進するため、広く町民の意見を聴き、町政に反映させるとともに、説明責任を果たすよう努めます。

(町の責務)

第10条 町は、その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行します。

2 町は、組織内で情報を共有するとともに、相互に連携して効果的に機能を発揮するよう努めます。

3 町は、町民と職員が対話しやすい環境づくりに努めます。

(職員の責務)

第11条 職員は、町民との対話に努め、共に考え、同じ視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行するよう努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努めます。

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 情報の共有

(情報の提供と共有)

第12条 議会及び町は、町民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する情報を迅速かつ確に分かりやすく提供するよう努めます。

2 町民は、議会及び町が提供する情報に関心を持つとともに、自らが有する情報についても積極的に発信するよう努めます。

(情報の公開)

第13条 議会及び町は、加美町情報公開条例（平成15年加美町条例第10号）で定めるところにより、公文書を公開します。

(個人情報保護)

第14条 議会及び町は、個人の権利利益を保護するため、加美町個人情報保護条例（平成17年加美町条例第29号）で定めるところにより、個人情報を公正かつ適正に取り扱います。

第2節 参画と協働

(参画の機会の確保)

第15条 町は、まちづくりの立案、実施及び評価の各過程において、町民が参画することができる機会の確保に努めます。

(協働の推進)

第16条 町民、議会及び町は、それぞれの責任と役割のもと、連携・協力して取り組む協働によるまちづくりを推進します。

2 町は、協働のまちづくりを推進する参加の場づくりに努めるとともに、町民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮します。

(子どもの参画)

第17条 町民、議会及び町は、将来のまちづくりの担い手であ

る子どもたちに、まちづくりへの参画の機会を設けるよう努めます。

第3節 コミュニティ活動

(地域活動)

第18条 町民は、地域活動（町民の地域的なつながりに基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）の役割と必要性を認識するとともに、その活動に参加・協力し、より良い地域社会の形成に努めます。

2 町は、地域活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

(市民活動)

第19条 町は、市民活動（特定の分野に関して町民の関心又は問題意識に基づいて行われるまちづくり活動をいいます。）を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

第4節 住民投票

(住民投票)

第20条 町政に関する特に重要な事項について、住民の意思を確認するため、町長は住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度別に条例で定めます。

3 議会及び町長は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重します。

第5章 連携と交流

(町外の人々との連携・交流)

第21条 町民、議会及び町は、まちづくりを効果的に推進するため、町出身者、有識者、加美町に関心を持つ町外の人々との連携・交流を深めるよう努めます。

(他の自治体等との連携)

第22条 町は、まちづくりの課題を解決するため、他の自治体及び関係機関団体等との連携に努めます。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

第23条 町は、まちづくりの推進状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行します。



みなさんの活動を支えるために…

議会がしなければならないこと（第8条）

議会は、議会基本条例に基づき、公平・公正で透明な議会運営に努めます。できる限り町民の皆さんの様々な意見に耳を傾け、町へ提言していきます。



町長・町・職員がしなければならないこと（第9条・第10条・第11条）

町長は、広く町民の意見を聞いて町政に活かすとともに、町民の皆さんにしっかり説明をしていきます。

町は、組織の中で情報を共有し、協力し合って効果的に町民のための仕事を進めます。町民と職員が対話しやすい環境づくりをしていきます。

職員は、町民と対話し、共に考え、同じ視点に立って仕事を進めます。仕事に必要な知識や技能をみがくよう努めます。



まちづくりの主役は町民の皆さんです。議会も町も皆さんを全力で支えていきたいと考えています。町民と議会、町が、同じ目的をめざしながらお互いに歩み寄り、力を合わせることで、みんなが今よりもっと幸せに暮らせるまちへ、きっと向かっていくことでしょう。一緒に、よりよい加美町をつくっていきませんか。



<お問い合わせ先>

担当：加美町役場 協働のまちづくり推進課

住所：加美町字西田三番5番地 電話：0229-63-3215 FAX：0229-63-2037

E-mail：kyodo-matidukuri@town.kami.miyagi.jp